

簡易水道給水装置の宅地内漏水に係る修繕費用の負担に関する要綱

令和4年4月1日制定
〔上下水道局水道保全課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、有収率を向上することを目的として、郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号。以下「条例」という。）第9条及び第15条の2に規定する水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「簡易水道使用者等」という。）が費用を負担する宅地内漏水に係る給水装置の修繕（以下「修繕」という。）を管理者が施行する場合の費用の負担区分及び取扱いに必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 条例第9条ただし書及び第19条第2項ただし書の規定に基づき、管理者が修繕に要する費用を負担することができる修繕は、次のとおりとする。

- (1) 法定耐用年数40年（以下「耐用年数」という。）を経過していない給水装置（事業所用を除く。）は、公共の用に供する道路の境界（以下「道路境界」という。）からメーターまでの漏水の修繕とする。
- (2) 耐用年数を経過した給水装置は、道路境界から1メートル以内の第一止水栓（以下「第一止水栓」という。）までの漏水の修繕とする。
- (3) 事業所用（企業、公共施設、共同住宅、賃貸借契約家屋等）の給水装置は、第1号の規定に限らず第一止水栓までの漏水の修繕とする。

（管理者の修繕範囲）

第3条 前条に規定する修繕は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 復旧の範囲は、次のとおりとし、原則として最小限（原状回復）とする。

ア 埋戻しに用いる材料は砂、碎石とする。

イ 復旧は、掘削箇所に限るものとする。

- (2) 前条に規定する修繕のうち、修繕に係る給水装置が鉛管であると判明した場合は、ポリエチレン管その他の管種に取り替えるものとする。

2 管理者は、修繕を施行するに当たり、以下は行わない。

- (1) 修繕の支障となる植栽、構造物等の移設又は撤去
- (2) 普通アスファルト舗装又はコンクリート舗装以外の復旧
- (3) 区画線、すべり止め、防水塗装等

（協議及び同意書）

第4条 管理者は、修繕を施行するに当たり、簡易水道使用者等に修繕の内容を説明し、復旧の範囲及び費用の負担について協議を行うものとする。

2 管理者は、修繕を施行するに当たり、簡易水道使用者等に対し、必ず同意書（別記様式）の提出を求めるものとする。

3 前項の同意書には、修繕場所のほか、管理者が行わない工事の範囲など必要に応じ、修繕内容及び特記事項について、簡易水道使用者等に対し、自書

で記入を求めるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、修繕費用の負担に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

同意書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

給水装置の宅地内漏水に係わる下記修繕場所について、修繕をすることの同意をいたします。
なお、復旧後に問題等が発生した場合についても、異議申し立てはいたしません。

記

（修繕場所）

郡山市

同意者 住 所

氏名又は名称

及び代表者の氏名

下記の修繕内容については私が行います。

修繕内容

特記事項